

住居確保給付金 転居費用の補助 【申請時に必要なもの】

1	住居確保給付金申請書（2通）	※「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）」 ※「住居確保給付金申請時確認書（様式1-2A）」
2	申請者・生計維持者の身分証明書 （顔写真付きのもの）	マイナンバーカード、運転免許証、住基カード、在留カード、パスポート、障がい者手帳など 注：顔写真付きのものがない場合 → 健康保険証、住民票、戸籍謄本の中から2点以上。
3	<u>2年以内に世帯全体の収入が減少したことが分かり、減少の理由が証明できる書類</u>	世帯内の人が転居したり、死亡した場合 ⇒ 住民票の除票、戸籍の除籍証明書、死亡診断書の写しなど 離職、廃業の場合 ⇒ 2年以内に離職、廃業したことが確認できる書類（離職票、失業給付の受給資格者証、廃業届など） 休業の場合 ⇒ 休業の理由や時期が分かるもの（証明書類や画像、給与明細書、賃金明細書、事業収支が分かる帳簿など） 注：理由によって書類が異なる。上記書類等がない場合は、※「申立書（様式5-1B）」での代用を検討する。
4	<u>減収前の収入状況が分かるもの</u> （当時、世帯内で収入があった全員分／22歳以下の学生は提出不要）	・給与明細書、事業収支が分かる書類（web明細の場合はスマートフォン画面を撮影または印刷したものなどでも可） ・年金額の分かる書類（年金額の通知ハガキ、振込まれる通帳など） ・失業給付、傷病手当などの給付額が分かるもの（受給資格者証、振込まれている通帳など） ・その他、定期的に得ている収入の金額が分かるもの（通帳など）
5	<u>現在の収入状況が分かるもの</u> （世帯内で収入がある全員分／22歳以下の学生は提出不要）	・給与明細書、事業収支が分かる書類（web明細の場合はスマートフォン画面を撮影または印刷したものなどでも可） ・年金額の分かる書類（年金額の通知ハガキ、振込まれる通帳など） ・失業給付、傷病手当などの給付額が分かるもの（受給資格者証、振込まれている通帳など） ・その他、定期的に得ている収入の金額が分かるもの（通帳など）
6	<u>資産状況が分かるもの</u> （世帯内の全員分）	・預金通帳（アプリ等の場合はスマートフォン画面を撮影または印刷したものなどでも可） 注：口座があるすべての銀行等の通帳を、申請手続きの直近で記帳した状態で提出すること。
7	<u>現在の住まいの維持費用が分かるもの</u>	賃貸住宅の場合 ⇒ 家賃額や契約に関する金額が分かるもの（賃貸契約書、更新契約書など） 持家の場合 ⇒ 固定資産税、火災保険料、地震保険料など（分譲マンションの場合は管理費なども含む）
8	<u>転居先の住まいに転居するにあたって必要な費用が分かるもの</u>	※「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）」 注：上記書類に記載された以外の費用がある場合は、見積書および請求書（富士見市長あて、振込先明記）や内訳が分かる書類（家財の運搬費用、現状回復費用等）を提出すること。
9	事前相談時に作成した家計表など	家計の改善が見込めることが証明できる書類（生活サポートセンター☆ふじみで担当者と一緒に作成したもの）

注：※印の書類は、所定の用紙があります。生活サポートセンター☆ふじみでお受取りください。

その他、ご不明な点等は、生活サポートセンター☆ふじみ（TEL 049-265-6200）へご連絡をお願いします。